



発行 新潟県

第 68 号

令和7年8月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 822 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）
- 823 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 824 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 825 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 826 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 827 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 828 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 829 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 830 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 831 建築基準法による道路位置の取消し（建築住宅課）

公 告

一般競争入札の実施（地域医療政策課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

企業局管理規程

7 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

人事委員会規則

6-1941 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第822号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-1-ベンゾイル-N, N-ジエチル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1Bz-LSD）及びその塩類
- (2) tert-ブチル 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]インドール-1-カルボキシレート（通称名：NBoc-DMT、NB-DMT）及びその塩類
- (3) (4S, 5S)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4R, 5R)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン（通称名：4F-4-MAR、4-fluoro-4-Methylaminorex、para-fluoro-4-methylaminorex、4F-MAR、4-FPO）及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 6 号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和 7 年 8 月 30 日

◎新潟県告示第 823 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	ダイラス重度訪問介護	長岡市関原南五丁目 4964 番地	株式会社 D A I R A s	令和 7 年 8 月 1 日
重度訪問介護				
就労継続支援 B 型	リハスワーク長岡	長岡市今朝白 1 丁目 10 番 8 号	合同会社工房ゆめ色パレット	令和 7 年 8 月 1 日
同行援護	妙高の里ヘルパーステーション	妙高市大字葎生 531 番地 1	社会福祉法人新井頸南福祉会	令和 7 年 8 月 1 日
自立訓練（生活訓練）	カレイドスクエアパーク胎内	胎内市下館 1147	トラインスミス株式会社	令和 7 年 8 月 1 日

◎新潟県告示第 824 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	アカシア	妙高市学校町 11 番 2 号	社会福祉法人上越福祉会	令和 7 年 7 月 31 日

◎新潟県告示第 825 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	重心児放課後等デイサービスはびねすネスト	長岡市新町 3 丁目 3 - 60	株式会社カドル	令和 7 年 8 月 1 日
児童発達支援	おやこサポートふうきんとう	南魚沼市片田 135 番地 2	特定非営利活動法人cocoiro	令和 7 年 8 月 1 日
放課後等デイサービス				

◎新潟県告示第 826 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和7年8月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等		
9月29日（月） 9月30日（火） 10月1日（水） 10月2日（木） 10月3日（金） 10月6日（月） 10月7日（火） 10月8日（水） 10月9日（木） 10月10日（金） 10月14日（火） 10月15日（水） 10月16日（木）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	三条市厚生福祉会館入口	三条市全域		
		三条市役所栄庁舎前車庫			
		三条市役所下田庁舎前車庫			
		三条市総合福祉センター車庫			
		三条市厚生福祉会館入口			
10月17日から令和8年3月13日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日及び令和8年1月2日を除く。		午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで		新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第827号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和7年8月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
長岡市和島北野1557番	田	3,692

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者及び子は、いない。

当該農地は、周辺農業者が簡易的に管理してきたが、借り受け予定者が耕作を希望したいと申し出たことから県の裁定を希望した。

このままでは、今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年4月	5年	183,590円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和7年9月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第828号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和7年8月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市川口田麦山字亀岩5472番3	田	2,210
長岡市川口田麦山字亀岩5475番6	田	684

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者及び子は、いない。

当該農地は、既存貸借権がR6.3.31までであり、契約期間終了後、所有者が死亡していることから契約ができない状況となっている。

現状では周辺農業者が除草管理を行っているが、今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年4月	5年	201,470円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和7年9月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第829号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年8月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	96者	猿沢宮地254番ほか532筆 65.7ha
関川村	10者	中束780番1ほか43筆 6.3ha
阿賀野市	1者	寺社道山甲2635番ほか1筆 0.4ha
聖籠町	10者	山倉山下604番1ほか18筆 3.0ha
新潟市	43者	北区浦ノ入前沢59番ほか402筆 34.8ha
五泉市	23者	五泉中野1603番ほか182筆 16.0ha
阿賀町	5者	豊川古屋敷丙133番ほか21筆 1.7ha
三条市	4者	北五百川高野1804番ほか31筆 3.0ha
燕市	6者	吉田法花堂大開1792番ほか7筆 0.7ha
弥彦村	2者	麓矢川東2557番1ほか9筆 1.6ha
長岡市	120者	栖吉町字中道（土地改良）10031番ほか386筆 55.8ha
小千谷市	2者	川井西ノ久保4379番ほか6筆 1.5ha
出雲崎町	19者	神条大ノ河内2029番ほか74筆 7.4ha
魚沼市	39者	連日中ノ沢94番1ほか68筆 5.2ha
南魚沼市	23者	茗荷沢上水無原968番1ほか59筆 7.2ha
十日町市	6者	松代高畑5753番1ほか39筆 5.1ha
津南町	1者	芦ヶ崎甲3756番ほか1筆 1.0ha
柏崎市	1者	鯨波泉山丁633番ほか15筆 0.4ha
上越市	153者	吉川区代石古屋敷1543番ほか522筆 64.7ha
妙高市	8者	青田江代田435番1ほか24筆 1.5ha
糸魚川市	18者	高倉カヤバ4308番1ほか145筆 7.9ha
佐渡市	30者	加茂歌代木落5140番ほか87筆 12.0ha
合計	620者	2,694筆 302.9ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
聖籠町	2者	次第浜一本松655番1ほか3筆 0.8ha
新潟市	5者	北区浦ノ入浦沢401番1ほか8筆 0.3ha
五泉市	13者	三本木下向1536番2ほか55筆 3.3ha
三条市	2者	北五百川仲作343番1ほか11筆 0.2ha
魚沼市	2者	細野家ノ浦700番ほか1筆 0.2ha
南魚沼市	7者	畔地山沢840番2ほか8筆 0.9ha
上越市	4者	土橋二番割243番ほか8筆 0.9ha
糸魚川市	1者	須沢後久3726番ほか1筆 0.1ha
合計	36者	103筆 6.7ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	14者	古渡路下蔵1036番ほか532筆 65.7ha
関川村	6者	中束780番1ほか43筆 6.3ha
阿賀野市	1者	寺社道山甲2635番ほか1筆 0.4ha
聖籠町	9者	山倉山下604番1ほか20筆 3.1ha
新潟市	29者	北区浦ノ入前沢59番ほか402筆 34.8ha
五泉市	15者	笹野町中江甲1481番1ほか182筆 16.0ha
阿賀町	2者	豊川古屋敷丙133番ほか21筆 1.7ha
三条市	5者	北五百川高野1804番ほか31筆 3.0ha
燕市	4者	米納津砂田川上711番1ほか7筆 0.7ha
弥彦村	2者	麓矢川東2557番1ほか9筆 1.6ha
長岡市	44者	栖吉町字中道（土地改良）10031番ほか387筆 56.0ha
小千谷市	2者	川井西ノ久保4379番ほか6筆 1.5ha
出雲崎町	2者	神条前田1986番ほか74筆 7.4ha
魚沼市	22者	連日中ノ沢94番1ほか68筆 5.2ha
南魚沼市	6者	茗荷沢上水無原968番1ほか59筆 7.2ha
十日町市	4者	松代高畑5753番1ほか39筆 5.1ha
津南町	1者	芦ヶ崎甲3756番ほか1筆 1.0ha
柏崎市	1者	鯨波泉山丁633番ほか15筆 0.4ha
上越市	46者	吉川区下中条長割1776番ほか540筆 65.5ha
妙高市	5者	青田江代田435番1ほか24筆 1.5ha
糸魚川市	8者	高倉カヤバ4308番1ほか145筆 7.9ha
佐渡市	24者	新穂正明寺441番ほか118筆 17.4ha
合計	252者	2,746筆 309.5ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	2者	次第浜一本松655番1ほか3筆 0.8ha
新潟市	3者	北区浦ノ入浦沢401番1ほか8筆 0.3ha
五泉市	9者	三本木下向1536番2ほか55筆 3.3ha
三条市	2者	北五百川仲作343番1ほか11筆 0.2ha
魚沼市	2者	細野家ノ浦700番ほか1筆 0.2ha
南魚沼市	4者	畔地山沢840番2ほか8筆 0.9ha
上越市	4者	土橋二番割243番ほか8筆 0.9ha
糸魚川市	1者	須沢後久3726番ほか1筆 0.1ha
合計	27者	103筆 6.7ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	下新保下夕村2969番ほか19筆 3.4ha
阿賀野市	3者	七島三枚田1485番ほか10筆 0.9ha
聖籠町	2者	諏訪山江添488番ほか9筆 0.9ha
新潟市	1者	秋葉区古田裏田郷1527番2ほか92筆 8.1ha
五泉市	1者	中川新立野584番ほか6筆 1.9ha
燕市	1者	関崎八内田413番ほか40筆 3.3ha
加茂市	1者	矢立新田深切804番ほか30筆 4.0ha
長岡市	12者	十日町小島2027番1ほか408筆 45.9ha

南魚沼市	3 者	雷土新田142番2ほか4筆 0.8ha
上越市	7 者	浦川原区小谷島蔵岡2193番ほか450筆 29.3ha
妙高市	2 者	飛田新田遠新田26番ほか30筆 2.3ha
佐渡市	1 者	四日町1452番2 0.1ha
合計	36者	1,110筆 100.9ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	1 者	村杉大野地4122番ほか3筆 0.1ha
新潟市	1 者	秋葉区大鹿腰廻1110番ほか11筆 0.5ha
五泉市	1 者	中川新上ノ平5782番ほか5筆 0.3ha
上越市	1 者	安塚区小黒谷内1387番ほか4筆 0.05ha
合計	4 者	27筆 0.9ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
新発田市	4 者	荒川家下2338番ほか13筆 2.1ha
阿賀野市	1 者	山口久保田746番 0.1ha
南魚沼市	1 者	奥幅下144番3ほか8筆 1.0ha
柏崎市	4 者	西山町長嶺2328番ほか3筆 1.0ha
佐渡市	3 者	八幡竹之花1089番ほか11筆 0.9ha
合計	13者	40筆 5.2ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
新発田市	5 者	荒川家下2338番ほか13筆 2.1ha
阿賀野市	1 者	山口久保田746番 0.1ha
南魚沼市	2 者	奥幅下144番3ほか8筆 1.0ha
柏崎市	2 者	西山町長嶺2328番ほか3筆 1.0ha
佐渡市	3 者	八幡竹之花1089番ほか11筆 0.9ha
合計	13者	40筆 5.2ha

2 認可年月日

令和7年8月29日

◎新潟県告示第830号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和7年8月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称及び地域
聖籠町	令和4年度から 令和5年度	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字網代浜等3単位区域
弥彦村	令和3年度から 令和5年度	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字弥彦の一部
関川村	令和4年度から 令和5年度	関川村の地籍図及び地籍簿 大字安角の一部（第23計画区）
関川村	令和5年度から 令和5年度	関川村の地籍図及び地籍簿 大字安角の一部（第23－2計画区）

2 認証年月日

令和 7 年 8 月 18 日

◎新潟県告示第 831 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路の位置を次のとおり取り消した。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 取り消した指定道路の種類
第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 2 取消しの年月日
令和 7 年 7 月 11 日
- 3 取り消した指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
○取り消した部分 (平成元年 6 月 16 日指定の全部) 新潟県南魚沼市六日町字杉ノ島 619 番 9、620 番 8、 619 番 6 の内、619 番 60 の内、619 番 1 の内	4.0	34.9

公 告

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定により、採血採尿生理検査業務トータル支援システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) の適用を受けるものである。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
採血採尿生理検査業務トータル支援システム 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和 8 年 2 月 27 日 (金)
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
 - (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。
- 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5981

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和7年10月9日(木) 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

令和7年10月10日(金) 午前9時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和7年9月12日(金)午後5時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和7年9月30日(火)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

- (10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

- Total support system for blood sampling, urine sampling, and physiological testing [1]set
- (2) Deadline for bid participant applications:
4 : 00P.M. October 9 2025
- (3) Date of bid opening:
9 : 00A.M. October 10 2025
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Regional Health Policy Division
Department of Health and Social Welfare
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5981
E-mail: ng040320@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、カーテン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
カーテン賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び別添仕様書による。
- (3) 履行期間
令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで
- (4) 納入場所
新潟県立妙高病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマークの認定を受けた洗濯工場を有するものであり、洗濯工場の所在地が新潟県内であること。
- (8) 本入札に係る入札説明書の交付を受けて、後記 4 (1) に定める入札参加資格を証明する書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106
新潟県妙高市大字田口147番地 1
新潟県立妙高病院経営課
電話番号 0255-86-2003

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1) の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加確認書類の提出

- (1) 入札希望者は令和 7 年 9 月 8 日 (月) 正午までに、入札説明書に定める書類を持参又は郵送、メールしなければならない。ただし、郵送による場合には、期間内までに必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法によるものとする。メールによる場合は、入札説明書に定めるアドレス・方法で、期間内までに必着させること。

- (2) 入札参加資格確認書類の提出場所は 3 (1) とする。

- (3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 12 日 (金) 午前 11 時
新潟県立妙高病院 会議室

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、契約希望金額を契約月数 (60 か月) で除して得た金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、新潟県病院局財務規程 (昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。) 第 196 条第 3 項第 1 号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額を契約月数 (60 か月) で除して得た金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第 186 条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき入札参加資格を証明する書類を作成し、前記 4 (1) により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第 197 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

新潟県企業局管理規程第 7 号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟県企業管理者 大 田 正 信

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和 62 年新潟県企業局管理規程第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
(出納取扱金融機関等)					(出納取扱金融機関等)				
第 8 条 (略)					第 8 条 (略)				
2 (略)					2 (略)				
3 <u>出納店は、企業局長の定めるところにより担保を提供しなければならない。</u>					3 <u>出納店は、企業局長の定めるところにより担保を提供しなければならない。</u>				
別表第 1 (第 3 条関係)					別表第 1 (第 3 条関係)				
(略)					(略)				
支出負担行為					支出負担行為				
科目等		次長	課長	課長補佐	科目等		次長	課長	課長補佐
1 収益的支出	(略)				1 収益的支出	(略)			
	(17) 損害保険料		<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下		(17) 損害保険料		<u>〇</u>	
	(略)					(略)			
(略)					(略)				
(略)					(略)				
別表第 2 (第 4 条、第 4 条の 2 関係)					別表第 2 (第 4 条、第 4 条の 2 関係)				
(略)					(略)				
支出負担行為					支出負担行為				
科目等		事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲		科目等		事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲	
1 収益的支出	(略)				1 収益的支出	(略)			
	(12) 損害保険料 自動車損害保険料	(略)	<u>200万円</u> 以下			(12) 損害保険料 自動車損害保険料	(略)		
	(略)					(略)			
(略)					(略)				
(略)					(略)				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6－1941号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6－1313号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（特殊現場作業手当） 第2条 （略） 2 （略） 3 条例第3条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）（略） （2）<u>農林水産部治山課</u> （3）・（4）（略） 4 条例第3条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）・（2）（略） （3）<u>農林水産部治山課</u> （4）～（11）（略） 5 （略） 6 条例第3条第1項第7号及び第8号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）（略） （2）<u>農林水産部治山課</u> （3）・（4）（略） 7 （略）	（特殊現場作業手当） 第2条 （略） 2 （略） 3 条例第3条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）（略） （2）<u>農林水産部林政課</u> （3）・（4）（略） 4 条例第3条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）・（2）（略） （3）<u>農林水産部林政課</u> （4）～（11）（略） 5 （略） 6 条例第3条第1項第7号及び第8号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 （1）（略） （2）<u>農林水産部林政課</u> （3）・（4）（略） 7 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。